

「ベルサー三田サウス」 使用規約

1. 使用規約について

ベルサー三田サウス（以下「当施設」という）の使用申込書を提出される場合、使用申込者及び使用申込関係者（以下「利用者」という）には、本使用規約（以下「本規約」といいます）の内容を確認の上、本規約に従い、住友不動産ベルサー株式会社及び当社関係会社（以下「当社」といいます）の指示のもとで当施設を利用することに同意していただきます。

2. 施設所有者の権利保護

住友不動産株式会社及び住友不動産ベルサー株式会社（以下、併せて「所有者」といいます）の競合する企業の利用、所有者の権限を侵害する恐れのある申し入れ等が利用者によりあった場合、所有者の意向が第一優先されること、利用者は異議なくこれを了承していただきます。

3. 使用申込方法と使用料金の支払い

- 使用申込の受付開始日は、下記の通りです。
会議室利用時は、利用日の6ヶ月前とのことです。
- 使用申込が可能な営業日は、原則として年末年始（12月28日～1月4日）を除いた日とします。但し、当施設の設備点検や当社の都合により臨時休館する場合がございます。
- 目的、催行内容によっては、使用をお断りする場合がございます。
- 当施設使用をご希望の方は、仮予約の意思表示より7日以内に、当社の指定する「使用申込書」に必要事項ご記入及び署名捺印の上、当社へご提出下さい。原則、仮予約の意思表示をいたしました日より1週間経過しても「使用申込書」のご提出がない場合はキャンセル扱いとさせていただきます。
- 使用申込の受付時に支払い方法をお選びいただけます。お振込みの場合は、「使用申込書」ご提出後、当社より「使用料金」総額に、以下に定める割合を乗じた「預約金」の請求書（以下「請求書兼予約確認書」といいます）を郵送又はメールにて送信いたしますので所定の期日までに当社指定の銀行口座にお振込み下さい。（振込み手数料は、利用者負担とさせていただきます。）クレジットカード支払いの場合は、「決済案内メール」をお送りいたしますので、以下の期日までに、メール内のURLより支払いにて決済を完了させてください。

お振込みの場合

払込期日	払込金額
使用開始日の1ヶ月前まで	「使用料金」の全額

クレジットカード支払いの場合

クレジット決済期日	クレジット決済金額
「使用申込書」提出後 「決済案内メール」が送付された日から7日以内（決済案内メールが送付された日を含みます）	「使用料金」の全額

- （6）使用申込書の到着をもって正式なお申込とします。

なお、他の使用申込者との競合がある場合等、当社にて使用日時の調整をさせていただく場合がございます。

（7）使用日目が複数日にある場合は、使用月ごとに「使用申込書」をご提出下さい。

（8）原則、お申込者様名義にて、ご請求の宛名印字及びご請求書又は決済案内メールの送付をいたします。お申込者様と異なる名義での請求書発行は致しかねますので、ご了承ください。なお、クレジットカード決済の場合は請求書の発行はございません。

4. 開催内容

利用者による使用方法は、営利目的及び非営利目的に係なく、以下のいずれかとさせていただきます。

- 「セミナー」使用
「セミナー」使用とは、ビジネスを主とした講演会、式典、シンポジウム、プレス発表、株主総会、会議、研修、その他当社がこれらに準ずる使用と判断したもの
- 「展示会」使用
「展示会」使用とは、ビジネスを主とした展示会、セール、卒業展、パーティー、その他当社がこれらに準ずる使用と判断したもの
- 開催に際し、当社指定の「開催内容申告書」の提出をお願いしております。当社にて開催内容を審査した結果、ご利用をお断りすることがございます。

5. 使用料金

- 使用料金は、「会場使用料」の他、「会場所有備品使用料」、「会場所有備品（無料）以外の「外部レンタル手配品」等、利用者が当社に申込んだ全ての金額の事で、使用料金又は、解説の場合はキャンセル料算定基準となります。
- 使用料金は本ホームページにて別途掲載している料金表の通りです。
- 当社に別途手配や工事を依頼された場合は、別途費用を申し受けます。
- 設営・施工に当たり、当社指定業者以外の業者を利用の場合は、別途「持込料」を申し受けます。
- 当施設における飲食に当たり、当社指定業者以外の業者を利用の場合は、別途「持込料」を申し受けます。
- 使用開始日前又は使用期間中急遽追加により「早出・延長使用料」及び「会場所有備品使用料」等は別途申し受けます。
- 上記⑥の料金は、本ホームページにて別途掲載されている料金表に基づいてご請求いたします。
- 「使用料金」は予告なく改定する場合がございますので、予めご了承下さい。

6. 使用日及び使用時間

- 原則、年中無休です。ただし、当施設の設備点検や当社の都合により臨時休館する場合がございます。
- 使用時間とは、利用者が当施設を専有している時間です。当施設を開館し、利用者が催事の準備を開始した時間から、催事終了後に原状回復を完了させて退出し、当施設を施設するまでの時間の合計となります。また、当社の責に帰しない事由により、利用者以外の、利用者の関係業者が入室した場合は、各業者が入室及び退出した時間も使用時間の算定に含まれます。
- 基準使用時間は、8時～21時間の間で4時間、8時間、12時間、午前特別（9～12時）となります。また超過する場合は基準時間外の利用となり延長料金が発生します。
- 当社が承認した「使用申込書」記載の使用時間より早出・又は延長される場合は、速やかにお申出いただき、当社の承認を受けて下さい。ただし、前後開催予定の利用者に支障がある場合等は、お断りすることがございます。

7. 使用料金のお支払い

- 払込日の日数計算は使用開始日を起算日とさせていただきます。連日使用の場合、その初日を起算日とさせていただきます。
- 払込期日が当社予約センター休業日の土日祝・年末年始に当たる場合は、それらの前営業日とさせていただきます。
- お支払日は、「使用料金」に充当いたします。
- 使用開始日までに入金がない場合、当日当施設にお越しになられてもご使用になれません。
- 「精算金」につきましては、使用実績に基づいて使用終了後にご請求いたします。お支払いは、使用日の属する月の翌月末までに当社指定口座へお支払い下さい。
- 領収書は原則発行しておりません。金融機関より発行される振込明細書を確認して下さい。
- 「会場所有備品使用料」、「会場所有備品使用料」、「付帯設備使用料」、「キャンセル料」等、利用者が当社に対して負担しなければならない金員についてそれぞれ指定した期日までにお支払いが確認できなかった場合には、当社はその金額に対して年14.6%の割合で算定した遅延金（1日当たり約0.04%）を申し受けます。
- 現金によるお支払いは、一切受け付けておりません。また、振込手数料につきましては利用者のご負担とさせていただきます。
- 利用者が、当社別段の合意なく払込期日（クレジット支払いの場合はクレジット決済期日、以下同じ）又は当社が指定する期日までに使用料金を支払わなかつたときは、10. (2)②の定めに従い、使用契約を解除することができます。当社が使用契約を解除した場合、利用者は、当社に対し、解除日時点における8. (1)①の分類に応じたキャンセル料相当額を遅延金として支払うものとします。なお、解除に伴い、当社がその他の損害を被った場合、利用者は当社に対し、遅延金とは別にその損害を賠償するものとします。

8. 使用申込の変更及び解約

- ご利用のご都合により、ご提出いただいた「使用申込書」の内容の解約（使用時間の短縮や、使用料金の減額等の一部解約を含む）及び変更する場合には、必ず「変更・解約申込書」本ホームページ掲載を当社にご提出下さい。「変更・解約申込書」の到着日に基づき、以下の通り「キャンセル料」を申し受けます。「変更・解約申込書」到着のご連絡は当社からはいたしません。当社にご連絡の上、変更及び解約の手続きが完了したことをご確認下さい。

①全部解約

キャンセル料を算出するための基準となる金額は、有料備品使用料、付帯設備使用料等も含む「お申込合計額」です。

解約・変更の「申出文書」到着日	キャンセル料
使用申込書提出時から使用開始日の3ヶ月前の前日まで	「使用料金」の 30%
使用開始日の3ヶ月前から1ヶ月前の前日まで	「使用料金」の 50%
使用開始日の1ヶ月前以降	「使用料金」の 100%

②一部解約・変更（日程・時間の短縮、備品・付帯設備の解約等）

- 日程変更を伴う解約・変更
日程変更が発生した場合、日程変更前の会場使用料（有料備品使用料、付帯設備使用料等も含む）に基づき算出された「キャンセル料」を申し受けます。ただし、変更前の使用日と変更後の使用日が前後1ヶ月以内である場合は「キャンセル料」は免除し、変更日にに基づき算出された「日程変更手数料」を申し受けます。

解約・変更の「申出文書」到着日	キャンセル料	日程変更手数料
使用申込書提出時から使用開始日の3ヶ月前の前日まで	「使用料金」の 30%	「使用料金」の 15%
使用開始日の3ヶ月前から1ヶ月前の前日まで	「使用料金」の 50%	「使用料金」の 25%
使用開始日の1ヶ月前以降	「使用料金」の 100%	「使用料金」の 50%

9. 日程変更を伴わない解約・変更（利用時間・会場の変更等）

現在、お申込みいただいたりご契約総額と、変更を希望されるご契約内容の総額の差額に以下の割合を乗じた「キャンセル料」を申し受けます。ただし、変更後の総額が増額になる場合には「キャンセル料」を免除します。

解約・変更の「申出文書」到着日	キャンセル料
使用申込書提出時から使用開始日の3ヶ月前の前日まで	「使用料金」の 30%
使用開始日の3ヶ月前から1ヶ月前の前日まで	「使用料金」の 50%
使用開始日の1ヶ月前以降	「使用料金」の 100%

10. 「変更・解約申込書」の無い場合は、当社は使用時間の変更・解約を一切認めません。

また、ご提出いただけない場合は、利用日前日までに利用者が当社に提出していただいた「使用申込書」に記載されている金額をご請求させていただきます。

（3）電話・口頭もしくは内容不備の「変更・解約申込書」又は提出済の「使用申込書」に追記・加筆した申込書を送付された場合もお申出は受付いたしません。

（4）全部解約につきましては、当社指定日（原則、「請求書」発行日の翌月末日）までに「キャンセル料」をお支払い下さい。

（5）「キャンセル料」発生日の日数計算は、使用開始日を起算日とさせていただきます。連日使用の場合は、その初日を起算日とさせていただきます。また、当社予約センター休業日の土日祝・年末年始に当たる場合は、それらの前営業日とさせていただきます。

（6）日程変更手数料は、本ホームページにて別途掲載されている料金表に基づいてご請求いたします。

（7）上記(6)において、キャンセル料または日程変更手数料算出にあたり、100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものといたします。

9. 使用可能施設

- 利用者が、使用申込当日に、利用可能な施設は、【1階貸室内、1階トイレ、1階喫煙所】に限ります。利用可能な施設以外の場所については、当社に対して使用用途等を明確に説明し、当社の許可があるものの利用可能とします。許可が無いものに関しては、一切の使用を認めません。
- 利用者は、上記の施設を一部使わない場合でも、会場使用料金の減額の請求は一切する事は出来ません。

10. 施設使用制限・禁止事項

- 利用者は、当社の許可なく利用関係者及び第三者に当施設の使用権の全部もしくは一部の譲渡又は転貸することはできません。
- 「使用申込書」提出後又は使用期間中においても、下記の～④の禁止項目に該当する場合は使用契約を解除し、又は使用停止の処置をとらせていただきます。この場合において、利用者が被った損害に対しても、当社は一切の責任を負わず、全て利用者の責任において解決していただきます。また、当該建物内外の全ての施設・物品を破損・損傷・紛失させた場合は、【①～⑩】をご参照下さい。

①開催内容申告書」、「使用申込書」又は使用申込時の使用目的・内容が、実際の使用内容と異なる・偽りがあると当社が判断した場合。

②所定の期日又は当社が指定する期日までに使用料金の支払がなされなかつた場合。

③当施設内の防災設備等が正確に機能しない様な造作・運営等を行つた場合。

④当施設管理上好ましくない、又は公序良俗に反する内容であると当社が判断した場合。

⑤他の利用者もしくは館内テナント・ナント関係者（賃貸住宅含む）、又は来館者・会場周辺及び近隣住民等（以下「その他の第三者」）に迷惑を及ぼす恐れがあると当社が判断した場合。

⑥関係法・関係官庁の指示に反する行為を行つた場合。

⑦利用者が、暴力団・暴力団関係企業・総会屋もしくはこれらに準する者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます）であると認められるとき、又は、利用申込者の役員及び従業員又は関係者に、反社会的勢力と密接な関係を有する者が居ると認められる場合。

⑧当施設又は当社従業員に対し、暴力的な要求又は、強制的・脅迫的・威嚇的手段等による不快感をもたらす行為を行つた場合。

⑨当施設内・建物周辺に危険物を持込む行為、又は建物全体・付帯設備・備品等を破損・紛失したと当社が判断した場合。

⑩火気の使用（喫煙室外以外の喫煙も含む）、又は裸電（暖房器具等を含む）・煙・ドライアイスの使用等、当社が危険を生じる恐れがあると判断した場合。

⑪音・振動・臭気の発生等により当社施設、及び建物周囲に迷惑を及ぼす、又はその恐れがあると当社が判断した場合。

⑫来場者数が当社施設の収容人数を超えて、周囲に迷惑を及ぼすと当社が判断した場合。

⑬生体（盲導犬を除く）を持込んだ場合。

⑭大規模地震対策措置法により、警戒宣言が発令された場合。

⑮ごみを投棄するなど、当施設内・周辺施設を不衛生な状態にした場合。

⑯建物周辺における車・バイク・自転車など路上駐車した場合。

⑰当社が事前に認めた場所以外での飲食・飲酒等もしくは、その他の第三者が迷惑であると判断した場合。

⑱その他、当施設内外・周辺で、その他の第三者に迷惑を及ぼす言動及び行為を行つたと当社が判断した場合。

⑲仮便差・仮便処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。

⑳自己振り出した手形もしくは小切手の不渡り部分を受け、又は銀行取消処分を受けた場合。

㉑営業廃止又は会社解散、及び営業停止処分